

読谷村長

幼稚園等の預かり保育事業の施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 R 8 年 9 月～ R 8 年 11 月分請求用】

記入例

第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求
振込先口座に振り込んで下さい。
上記より、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、読谷村内に居住していることを読谷村が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを読谷村が対象施設に確認すること。
- 保育料の支払い状況を読谷村が対象施設に確認すること。
- 市区町村民税の課税状況を読谷村が確認すること。

口座名義人の方が請求者です

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヨミタン ベニタロウ	認定 子ども の 続柄	父	生年月日	△△ 年 △ 月 △ 日
氏 名	読谷 紅太郎	読 印 合		現住 所	字×× ○○番地○ 電話：◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です					

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法 第 30 条 の 4 の 認 定 種 別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号	
生年月日	○○ 年 ○ 月 ○ 日	フリガナ	ヨミタン ベニコ
R 8 年 9 月 1 日～R 8 年 11 月 30 日の間の住所		氏 名	読谷 紅子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出			

請求期間を記入

※村内引っ越しの場合は「現住所のとおり」

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について

フリガナ	○○ヨウチエン	所 在 地	〒
施 設 名 称	○○幼稚園		字△△ ○○番地○ 電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

4. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名		預 金 種 目	☒ 普通 ☐ 当座						
□□	銀行・信用金庫	口 座 番 号	1	2	3	4	5	6	7
	農協・信用組合	出 張 所	ヨミタン ベニタロウ						
		口座名義(カタカナ)							

請求者と同じ方です

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1)

※①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
④	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
⑤	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：

預かり保育利用料を記入
※領収書、提供証明書と同じ金額

利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数

6. 在籍園

事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設

利用年月	在籍園の預かり保育事業						上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) ※5 R8.9月以前: (450×利用日数) R8.10月以降: (490×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入)	金額(d) ※2 ※3		
R8年 9 月	4,000 円	8 日	3,600 円	3,600 円	円		3,600 円
R8年 10 月	4,000 円	8 日	3,920 円	3,920 円	円		3,920 円
R8年 11 月	4,000 円	17 日	8,330 円	4,000 円	円		4,000 円

令和8年9月末までの対象額は、
450円×利用日数

- ※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※3 上記で記入した「施設に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類）を添付して下さい。
- ※4 月額上限額は、法第30条第2項の規定による月額上限額（第1号：17,700円、第2号：11,300円、第3号：16,300円）を超えない範囲で、事業者が定める場合があります。この場合、月額上限額は、第2号：11,300円、第3号：16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、月額上限額を適用します。この利用に係る月額上限額は、第2号：11,300円、第3号：16,300円となります。
- ※5 令和8年9月末までの利用に係る対象額は、（450円×利用日数）で計算して下さい。令和8年10月以降の利用に係る対象額は、（490円×利用日数）で計算して下さい。

令和8年10月からの対象額は、
490円×利用日数